旧

新

3 掘削の制限

- (1) 年末年始(12月25日から1月3日まで)は、掘削工事(舗装工事を含む。)を禁止する。
- (2) 舗装工事完了後,以下に規定する期間は原則として掘削を許可しない。
 - ① コンクリート舗装道路 5年
 - ② アスファルト舗装道路 3年
 - ③ 簡易舗装道路 1年
- (3)(1)及び(2)の規定にかかわらず、次の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ道路管理者と事前に協議したものについては、掘削工事を認めることができる。ただし、(2)に該当する道路の本復旧は、全幅復旧を基本とする。
 - ① 災害予防又は事故復旧工事(漏水,ガス漏れ,電力供給,路面沈下)等危険防止のためのもの
 - ② 公共的又は公益事業のためにやむを得ないもの
 - ③ ガス又は水道の各戸供給管引込工事及び電力供給工事等,市民の日常生活に直接影響があると認められるもの
 - ④ その他緊急を要すると認めたもの

3 掘削の制限

- (1) 年末年始(12月28日(28日が土・日曜日の場合は直前の金曜日)から1月3日(3日が金・土曜日の場合は直後の日曜日)まで)は、掘削工事(舗装工事を含む。)を禁止する。
- (2) 舗装工事完了後,以下に規定する期間は原則として掘削を許可しない。
 - ① コンクリート舗装道路 5年
 - ② アスファルト舗装道路 3年
 - ③ 簡易舗装道路 1年
- (3)(1)及び(2)の規定にかかわらず、次の①から④のいずれかに該当する場合で、かつ道路管理者と事前に協議したものについては、掘削工事を認めることができる。ただし、(2)に該当する道路の本復旧は、全幅復旧を基本とする。
 - ① 災害予防又は事故復旧工事(漏水,ガス漏れ,電力供給,路面沈下)等危険防止のためのもの
 - ② 公共的又は公益事業のためにやむを得ないもの
 - ③ ガス又は水道の各戸供給管引込工事及び電力供給工事等,市民の日常生活に直接影響があると認められるもの
 - ④ その他緊急を要すると認めたもの

ΙΗ	新
8 疑義 この要領に掲げた以外の事項について疑義が生じた場合は,道路 管理者と占用者が協議するものとする。	8 疑義 この要領に掲げた以外の事項について疑義が生じた場合は,道路 管理者と占用者が協議するものとする。
附則 この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。 附則 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。	附則 この要領は,平成 25 年 1 月 1 日から施行する。 附則
	この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。